

機械器具64歯科用探針

一般医療機器 歯科用探針 (35812000)

エキスプローラー 検診用

再使用禁止

【禁忌・禁止】

〈使用方法〉

再使用しないこと。

【形状・構造及び原理等】

〔形状・構造等〕

1. 形状



** 2. 材質・組成

ステンレス鋼・ポリスチレン

【使用目的又は効果】

** 本品は歯科治療時において、口腔内診査（う窩の深さ、大きさ、歯髄の有無や歯肉の状態など）に用いる手用器具である。

【使用方法等】

1. 使用に先立って【保守・点検に係る事項】に従い、消毒用エタノールによる清拭又はEOG滅菌を行う。
2. 通法に従い操作する。
3. 【使用上の注意】及び【保管方法及び有効期間等】に従う。

【使用上の注意】

〈重要な基本的事項〉

1. 本品を用いた処置により発疹、皮膚炎等の過敏症状又はアレルギー反応症状が現れた患者には、使用を中止し医師の診断を受けさせること。
2. 破折等による誤飲の恐れがある為、以下は行わないこと。
①本品に対する曲げ・切削・加圧等。
②粗雑な扱い。（キズをつける・落下させる・強い衝撃を与える等）
3. 薬液等が付着した場合、腐食する恐れがある為、速やかに清拭すること。
4. 破折のおそれがある為、仮封剤の除去には使用しないこと。
（仮封剤の除去にはストッピング除去器を使用することが望ましい）

【保管方法及び有効期間等】

〈保管の方法〉

・保管の条件

1. 高温・多湿を避け、塵やほこりのない清潔な場所に保管すること。

2. 金属電位差を原因としたガルバニック腐食を防ぐ為、材質の異なる器具と一緒に保管しないこと。

3. 「もらいさび」を防ぐ為、以下のことに注意すること。

①錆びている器具と一緒に保管しない。

②化学薬品と一緒に保管しない。

③保管庫等の内部に発生する錆に注意する。

4. 変形の原因となるので、トレー・コンテナによる移動及び保管は丁寧に行うこと。なお、トレーやコンテナを使用する際は重い器具を乗せないこと。

【保守・点検に係る事項】

〈使用者による保守点検事項（日常点検）〉

1. 消毒用エタノールによる清拭又はEOG滅菌を行うこと。
2. 使用前及び使用後に汚れ、破損、ヒビ、キズ又は腐食等がないか点検すること。

〈注意事項〉

1. オートクレーブ滅菌は、本品を劣化させるので行わないこと。
2. アルコール等の薬剤を用いるオートクレーブ滅菌は、金属を腐食させるので行わないこと。
3. プラズマ滅菌は、素材に影響を及ぼすので行わないこと。
4. 紫外線滅菌は、素材に影響を及ぼすので行わないこと。
5. 腐食（錆び）等の原因となるので、磨き粉や金属ウール・金ブラシを使用しないこと。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者名 : 株式会社YDM
: 〒355-0042
住所 : 埼玉県東松山市今泉28
電話番号 : 0493-24-3388
ファックス : 0493-24-0703
ホームページ : <http://www.ydm.co.jp/>